

奈良県国民健康保険保険給付費等交付金の交付及び国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例をここに公布する。

平成二十九年十二月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第二十三号

奈良県国民健康保険保険給付費等交付金の交付及び国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号。以下「法」という。）第七十五条の二第一項及び第七十五条の七第一項の規定に基づき、県が行う国民健康保険保険給付費等交付金の交付及び国民健康保険事業費納付金の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 国民健康保険保険給付費等交付金 法第七十五条の二第一項に規定する国民健康保険保険給付費等交付金をいう。
- 二 普通交付金 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号。以下「政令」という。）第六条第一項に規定する普通交付金をいう。
- 三 特別交付金 政令第六条第一項に規定する特別交付金をいう。
- 四 国民健康保険事業費納付金 法第七十五条の七第一項に規定する国民健康保険事業費納付金をいう。

（国民健康保険保険給付費等交付金の交付）

第三条 県は、毎年度、市町村に対し、国民健康保険事業に要する費用について、国民健康保険保険給付費等交付金を交付する。

（国民健康保険保険給付費等交付金の種類）

第四条 国民健康保険保険給付費等交付金は、普通交付金及び特別交付金とする。

2 普通交付金は、政令第六条第二項に掲げる費用を勘案して、知事が定めるところにより、市町村に対して交付する。

3 特別交付金は、次に掲げる額の合算額を勘案して、知事が定めるところにより、市

町村に対して交付する。

一 法第七十二条第三項の規定により、国が市町村の取組を支援するために県に交付する額のうち、県内の市町村の取組に応じて交付する額

二 法第七十二条の二第一項の規定により、毎年度県が繰り入れる額のうち、市町村の財政の状況その他の事情を勘案して、知事が定めるところにより、県内の市町村に対する交付に充てる額

三 法第七十二条の五第一項に規定する額及び同条第二項に規定する額の合算額のうち、県内の市町村の特定健康診査等費用額に応じて交付する額

四 政令第四条第三項の規定により、国が災害その他特別の事情がある市町村が属する県に交付する特別調整交付金の額のうち、県内の市町村の災害その他特別の事情に応じて交付する額

（国民健康保険事業費納付金の徴収）

第五条 県は、毎年度、市町村から、国民健康保険事業費納付金を徴収するものとする。

（国民健康保険事業費納付金の額の算定等）

第六条 県は、市町村から国民健康保険事業費納付金を徴収するに当たっては、あらかじめ、当該年度において市町村が納付すべき国民健康保険事業費納付金の額を算定し、知事が定めるところにより、市町村に対して通知するものとする。

（医療費指数反映係数）

第七条 政令第九条第三項に規定する医療費指数反映係数に係る条例で定める基準は、市町村間における年齢調整後医療費指数（同条第四項に規定する年齢調整後医療費指数をいう。）の格差その他の事情を反映しないこととする。

2 政令第九条第三項の規定による医療費指数反映係数は、零とする。

（一般納付金所得係数）

第八条 政令第九条第五項に規定する一般納付金所得係数に係る条例で定める基準は、政令附則第四条の規定により読み替えられた政令第九条第五項第一号に規定する額を政令附則第四条の規定により読み替えられた政令第九条第五項第二号に規定する額で除して得た数とする。

2 政令第九条第五項の規定による一般納付金所得係数は、一とする。

（一般納付金所得等割合）

第九条 政令第九条第六項の規定による一般納付金所得等割合に係る条例で定める数は、

各市町村につき、政令附則第四条の規定により読み替えられた政令第九条第六項第一号に掲げる数とする。

（一般納付金被保険者数等割合）

第十条 政令第九条第七項の規定による一般納付金被保険者数等割合に係る条例で定める数は、各市町村につき、同項第二号に掲げる数とする。

（一般納付金被保険者均等割指数）

第十一条 政令第九条第九項に規定する一般納付金被保険者均等割指数に係る条例で定める範囲は、零を超え、かつ、一未満とする。

2 政令第九条第九項の規定による一般納付金被保険者均等割指数は、〇・七とする。
（後期高齢者支援金等納付金所得係数）

第十二条 政令第十条第三項に規定する後期高齢者支援金等納付金所得係数に係る条例で定める基準は、政令附則第四条の規定により読み替えられた政令第十条第三項第一号に掲げる額を政令附則第四条の規定により読み替えられた政令第十条第三項第二号に掲げる額で除して得た数とする。

2 政令第十条第三項の規定による後期高齢者支援金等納付金所得係数は、一とする。
（後期高齢者支援金等納付金所得等割合）

第十三条 政令第十条第四項の規定による後期高齢者支援金等納付金所得等割合に係る条例で定める数は、各市町村につき、政令附則第四条の規定により読み替えられた政令第十条第四項第一号に掲げる数とする。

（後期高齢者支援金等納付金被保険者数等割合）

第十四条 政令第十条第五項の規定による後期高齢者支援金等納付金被保険者数等割合に係る条例で定める数は、各市町村につき、同項第二号に掲げる数とする。

（後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数）

第十五条 政令第十条第七項に規定する後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数に係る条例で定める範囲は、零を超え、かつ、一未満とする。

2 政令第十条第七項の規定による後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数は、〇・七とする。

（介護納付金納付金所得係数）

第十六条 政令第十一条第三項に規定する介護納付金納付金所得係数に係る条例で定める基準は、同項第一号に掲げる額を同項第二号に掲げる額で除して得た数とする。

2 政令第十一条第三項の規定による介護納付金納付金所得係数は、一とする。

（介護納付金納付金所得等割合）

第十七条 政令第十一条第四項の規定による介護納付金納付金所得等割合に係る条例で定める数は、各市町村につき、同項第一号に掲げる数とする。

（介護納付金賦課被保険者数等割合）

第十八条 政令第十一条第五項の規定による介護納付金賦課被保険者数等割合に係る条例で定める数は、各市町村につき、同項第一号に掲げる数とする。

（その他）

第十九条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 第六条の規定による国民健康保険事業費納付金の額の算定及び市町村に対する通知は、この条例の施行前においても、同条の規定の例により行うことができる。